平成２６年（フ）第２６７号
川崎市川崎区小田４丁目32番10号
破産者　有限会社大塚商店
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６２２号
名古屋市西区八筋町276番地
破産者　株式会社ゼブレ
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０１号
愛知県北名古屋市石橋角畑157－１
破産者　有限会社ミヤカメラ
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５５号
大阪府門真市宮前町８番９号
破産者　株式会社西出電気工事
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２２号
大阪市平野区瓜破東５丁目８番10号
破産者　有限会社キューブ
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２３９号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目１番44号
破産者　有限会社黒木電気工事
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８５号
大阪市北区天神橋２丁目５番21号
破産者　有限会社上村設計
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０９号
熊本市南区近見９丁目９番53号
破産者　株式会社和広運送
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７２号
大分市大字三芳676番７
破産者　有限会社わか葉
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２３４号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ24―105、開始決定時の住所東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―12―101
破産者　郡山　卓郎
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０６号
東京都武蔵野市中町１丁目34番３―202号
破産者　株式会社ナカヤ
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０７号
東京都新宿区上落合２丁目10番６―302号
破産者　中山　廣明
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０８号
東京都新宿区上落合２丁目10番６―302号
破産者　中山　正己
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６４８号
東京都立川市高松町１丁目24番11号ブロードマンション301号
破産者　依田有香里（旧姓百武）
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９２号
静岡県伊東市中央町５番４号
破産者　有限会社倉田食料品店
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
愛知県江南市村久野町中郷180番地
破産者　株式会社ＭＡＰフーズ
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０２号
三重県津市上弁財町12番５号
破産者　有限会社トライ
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０８号
三重県松阪市大黒田町647番地　カルチェ201、前住所三重県鈴鹿市南玉垣町3082番地１　プラザ鈴鹿304
破産者　中村　健治
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２３１号
大阪府茨木市東福井３―35―16、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区豊崎４丁目12番17号
破産者　株式会社日本生物科学センター
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３号
兵庫県西宮市今津水波町12番27―210号、前住所兵庫県西宮市高須１丁目１番７―1005号
破産者　宮前廣明こと宮前広明こと　宮前　廣明
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３９号
岡山市東区中尾118番地１レオパレスシャルマン上道Ⅱ205号室、旧住所滋賀県草津市野路東４丁目10番４号
破産者　永田　　実
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部